

(仮称) 多摩市手話言語条例 素案 (第 3 回検討会時点)

手話は、手指や体の動き、表情等を使って視覚的に表現する一つの言語である。障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）及び障害者の権利に関する条約（平成 26 年条約第 1 号）においても、言語として位置づけられている。私たちは、手話が、ろう者にとって日常生活又は社会生活を営むためのかけがえのないものであり、互いの気持ちを理解し、意思疎通を図るために、また、文化を創造するために受け継がれてきた言語であることを踏まえ、その理解の促進に努めていかななくてはならない。

しかしながら、かつては、手話は一つの言語として認識されず、その使用についても様々な制約を受け、ろう者は、必要な情報の取得や意思疎通において多くの不便や不安を感じて生活してきたという歴史があり、現在も手話が言語であることに対する理解が十分であるとは言えない。

多摩市は、健幸都市として市民の誰もが健康で幸せに過ごせるまちを目指している。豊かな自然と都市機能が調和し、市民の活動が盛んで、多くの人が暮らすこのまちにおいて、手話が手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する一つの言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進、その普及、手話を使用しやすい環境の整備に必要な施策の推進を図り、聞こえないことが社会の障壁にはならないという理解のもと、ろう者とろう者以外の者が互いに尊重しあい、意思疎通を行いながら、心身ともに健康で幸せに共生することのできる地域社会を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、手話が手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する一つの言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進、その普及、手話を使用しやすい環境に必要な施策の推進、基本理念を定め、多摩市（以下「市」という。）、市民、事業者、聴覚障がい者関係団体等の責務及び役割を明らかにすることで、ろう者の人権を守り、ろう者とろう者以外の者が互いに尊重しあい、意思疎通を行いながら、心身ともに健康で幸せに共生できる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 手話 手及び指、体の動き、表情等を組み合わせて視覚的に表現する一つの言語であって、独自の語彙及び文法体系を持つものをいう。
- (2) ろう者 障がい者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- (3) 市民 多摩市内（以下「市内」という。）に在住、在勤又は在学する者をいう。

- (4) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (5) 聴覚障がい者関係団体等 市内で聴覚障がい者にむけて意思疎通の支援等を行う団体及び個人をいう。

(基本理念)

第3条 第1条に規定する社会の実現は、次に掲げる理念を基本として、推進するものとする。

- (1) 手話が言語であることはもとより、独自の言語体系を有する文化的所産であるという認識のもと、音声言語と同等に扱わなければならない。
- (2) 手話に対する理解と普及の促進、手話を使用しやすい環境の整備は、手話が手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する一つの言語であることに基づいて実施されなければならない。
- (3) ろう者が、手話による意思疎通を自ら選択する権利は尊重されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ろう者が意思疎通を円滑に行う権利及び必要な情報を的確に取得する権利を尊重し、手話に対する理解の促進、その普及、手話を使用しやすい環境を整備するため、必要な施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、地域社会に共に暮らす一員として、この条例の目的及び基本理念に対する理解を深め、ろう者が暮らしやすい地域社会の実現に向け、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、この条例の目的及び基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、ろう者が必要な意思疎通を図るために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(聴覚障がい者関係団体等の責務)

第7条 聴覚障がい者関係団体等は、市と相互に連携して手話の普及啓発に努め、この条例の目的及び基本理念の実現に向け、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第8条 市は、第1条の目的を達成するための施策を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

2 施策の推進は、以下に掲げる事項に則り、手話に関するIT技術の発展及び社会実装の動向を踏まえながら進めるものとする。

- (1) 手話に対する理解の促進及び普及に関すること。
- (2) 手話による意思疎通や情報を得る機会の拡大に関すること。
- (3) ろう者が手話を使用しやすい環境の構築に関すること。
- (4) 全ての市民が手話を学ぶ機会の確保に関すること。
- (5) 手話通訳者の確保及び育成並びに活動環境の充実に関すること。
- (6) 災害時における、ろう者に対する情報保障に関すること。
- (7) 全各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項。

(財政上の措置)

第9条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。